

議事日程第4号

平成25年6月14日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 7件

議案第33号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第34号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第35号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について

議案第39号 財産の取得について

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 1件

総務建設産業常任委員会付託事件 1件

議案第42号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高山 由 行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山田 儀 雄
7番 加藤 保 郎	9番 植 松 康 祐	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆 子	12番 佐谷 時 繁	

欠席議員（1名）

8番 伊崎 公 介

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 纈 纈 久 美
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 鍵 谷 昌 孝

民生部長 田中康文
企画調整
担当参事 葛西孝啓
企画課長 山田 徹
税務課長 佐久間 英明
保険長寿課長 加藤 暢彦
農林課長 田中 宣行
建設課長 伊左次 一郎
学校教育課長 藤木 伸治

建設部長 奥村 悟
総務課長 寺本 公行
まちづくり課長 須田 和男
住民環境課長 小木曾 昌文
福祉課長 若尾 要司
上下水道課長 亀井 孝年
会計管理者 田中 秀典
生涯学習課長 水野 嘉博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 謙二

議会事務局
書記 渡辺 一直

開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

なお、ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 山田儀雄君、7番 加藤保郎君の2名を指名します。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

議案第33号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

5番 柳生千明君。

5番（柳生千明君）

まず1点、コミュニティー助成事業の概要と、これに対して消防費、並びに教育費のほうでコミュニティー助成事業費が出されておって、その中で会検があるというようなことを聞きましたので、この会検の内容と期間等、わかりましたら教えていただけませんか。

議長（谷口鈴男君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、コミュニティー助成金について説明させていただきます。

最後ちょっと聞き取りにくかったんですが、会検の内容ということでしょうか。

コミュニティー助成金につきましては、自治総合センターという財団法人、一般社団法人でございますけれども、そこから出るコミュニティーの助成事業ということで、通常の国・県の補助金とは違いまして、実績報告等を出しますけれども、使い道については前もって申請して、それを認められた事業に対して助成を行うということで、総合センターのほうから許可を得たものですので、そういった内容の歳入でございます。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

5番 柳生千明君。

5番（柳生千明君）

今言われましたように、事業計画等が出されたということですし、それに対しての内容等ですね、これはたしか、今の会検というのは会計監査みたいなものがあると思いますが、こういうものに対して何年間のとか、そういうのはありますか。

議長（谷口鈴男君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

まずコミュニティー助成ですけれども、まずは町のほうからこういう事業があるから助成をお願いしますという事業計画書、いわゆる交付申請書を提出する。それを受けて自治総合センターのほうで審査をした結果、じゃあこの事業に対して助成しましょうという決定を受けて、今回の補正で上げているということでございます。

国の補助金などによる会計検査の対象かどうかということは、対象にはなっておりませんので、お願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

7番 加藤保郎君。

7番（加藤保郎君）

発言の途中で多分とめられると思いますが、1点、ちょっと重要なことだと思しますので、発言だけ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

実はきょうの中日新聞にも載っておりましたが、この7月から県の2,500円をもとに町も風疹の予防接種を行うわけですが、その事業のあり方、事業の内容、事業の方法等について、御嵩町の場合は11日の一般質問、大沢議員の質問で、行政のほうで答えられたわけですが、そうでない場合は7月から始まる風疹の予防接種等について、私どもも何もわかってない、聞いて

ないという状況。新聞等の報道とかいろいろで、42の市町村が全て行うということは聞いておいたわけですが、その方法等については何も聞いてない。今回の補正予算で何か上がってくるのかなあと思ってもこない。要するに、予防接種の費用の中で対応し、年度末か年末、ことしの秋以降に補正で対応するというような内容だと思いますが、そこら辺の関係について、事前に議員に対しての説明やらお話が、可児医師会の共通点とか方法とかの交渉事もあるかとは思いますが、そこら辺について話がなかった点について、本来ならば補正予算で上げるべきだと私は思うわけですが、そこら辺の見解について、町長さん、一言だけお願いしたいと思いますが。

議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

加藤議員の質問にお答えをいたします。

風疹に対する補助金の問題で、全国的にどう自治体それぞれが対応していくのかということは現在議論されていると。いろんな手法での予算の上程はしておみえになるとは思いますけれど、この補正予算書をつくる段階においては、まだその補助金の割合等々については、協議が継続されているというような状態でありました。やる、やらない等含めて。

もう1つは金額になるわけでありまして、県議会との関係があって、県の補助金の2,500円というのもこの補正予算作成時には出てきていなかった状態になってしまっている。それを急遽、流れとしては7月1日から実施できるように対応するにはどうすべきかというところの議論をいたしました。

最終的には900万ほどでしたか、高齢者のインフルエンザに対する予防接種という項目がございまして、これも予防のうちの具体的なインフルエンザでもありませんので、それを予算としてとりあえず先に消化しておく。9月補正予算では、またその部分については補充したような形での補正予算を組んでいくという予定になっております。

説明について足らなかった部分については、大変申しわけなく思います。いろんな条件が各自治体ではついているようでありまして、御嵩町は御嵩町として可児医師会と協議、そして可児市との協議を踏まえて、同じ形での補助制度にしていくということでもありますので、先日、可児医師会のほうでもこの件については説明がなされましたので、少なくとも御嵩町も、議員の皆さんには条件について御説明する時間をつくらなければいけないということを思っておりますので、ぜひその点は御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、議案第34号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

7番 加藤保郎君。

7番（加藤保郎君）

この定例会の最初で、低炭素社会環境モデル都市に選定され、まことにおめでとうございます。

それにつきまして、今回、この介護保険特別会計補正予算のほうで、当初予算で決めておきました庁用備品の購入費99万3,000円に対して212万2,000円の補正が今回なされて、軽のワンボックスカーからEVの自動車ということで、電気自動車に変わったわけです。今後、アクションプランの作成等について、職員の努力、そういう点については理解をしますが、基本的に税の導入であります。税金を投入するわけです。

町長言ってみえますように、身の丈に合った事業内容としたいと、町民の理解を得て環境モデル都市も実施していくということの中で、環境モデル都市になって即軽のワンボックスを買うという状況の中で、他の環境適合車等との検討はなされてきて、今回、これを電気自動車に

しようとしたのかどうかという検討は、どの程度までなされたかということをお聞きしたい。

それから、電気自動車を買う場合についての手数料とか、いろいろ税金関係が予算措置はされておるわけですが、そういう関係の補正等についてはどのようにしておるかをお聞きしたいと思います。

担当課長、よろしく申し上げます。

議長（谷口鈴男君）

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

質問の御趣旨は、燃費のよい自動車ならいっぱいあると。なぜ電気自動車にしくちゃいけないんだと。電気自動車とそれから環境適合者、いわゆるエコカーと言われるようなものが今いっぱい出ておりますが、それとの比較はしたのかどうかということかと思えます。

今回の電気自動車購入の考え方の基本にありますのは、大きく2つございます。

1つ目は、先ほど加藤議員が申しましたように、御嵩町が環境モデル都市に選定されておりました、これからアクションプランを策定するということになります。アクションプラン策定の前ではありますが、まずは提案書に記載させていただきましたことを確実に実行するというので、御嵩町としての姿勢を見せるということでございます。

それから、2つ目につきましては、自治体が率先してEVとかPHVなどの、いわゆる次世代自動車を購入することによりまして、需要をふやし、単価を下げ、一般にも広がっていくのではないかという思いもあるわけでございます。

これは、グリーン購入法という法律がございまして、このときと全く同じ状況かと思っております。当時、環境配慮物品、いわゆるグリーン商品というのが通常の製品よりも割高でございました。その後、この法律ができたことによりまして、グリーン商品を行政が率先して購入することによりまして、需要がふえ、それに伴いまして単価が下がり、一般の方にも購入しやすくなって市場に広まっていったというようなことがございます。

基本的には、まずこの2つの考えということで進めさせていただきました。

比較の部分でございますが、改めて説明させていただきます。

まずは、当初予算で計上させていただいた時点で、軽自動車を想定しておりました。その理由といたしましては、町の調査員が3名いらっしゃいます。いずれも女性でございまして、訪問調査をするお宅によりましては、狭い路地を走行したり、あるいは庭先の狭いスペースに駐車するなど、普通自動車のサイズではなかなか不便な状況が多いということから、まずは当初

からサイズの小さな軽自動車を選定しておったと、考えておったということでございます。

そこから、今回電気自動車にするに当たっての比較検討につきましては次のとおりでございますが、まず補正予算の提案説明でも申しましたように、先ほども申しましたとおりでございますが、環境モデル都市の提案書にあることを遵守し、実行することでございます。提案書の次世代自動車への転換に記載してございますが、公用車を率先してEV、PHV等に順次切りかえていくことでCO₂の削減を推進するとともに、住民にチラシを配布するなど、エコドライブの必要性、エコカーの普及啓発を行うということがまずできるということでございます。

それから、環境モデル都市の提案書の公用車の切りかえ目標というものが出されております。EVが5台、それからハイブリッド、PHVですが、合わせて5台という数字目標が掲げてございます。目標数字ではございますが、今後アクションプランを策定する中で、基本この数字を目指してということになるかと思っております。アクションプランより策定前ではございますが、先ほども申しましたようにこの数字がございまして、まずはEVを計上させていただいてということでやらせていただきました。

それから、環境に配慮した自動車ということで、先ほど申しましたように、最近の軽自動車は特にリッター20を超える燃費のいいものがかなり出ております。物によっては、リッター29.何キロとか30キロを超えるような軽自動車も出ておるようでございます。

しかしながら、燃費性能が向上することによりまして、ガソリンの使用量は確かに減りますが、CO₂を全く排出しなくなるわけではございません。それに比べて、電気自動車のCO₂排出量はゼロであるということでございます。

それから次に、先ほども申しましたが、もともと今回の車は介護認定調査のために介護認定調査員が使うことを想定しておりまして、基本的に走行するのは町内、もしくは近隣の市町村でありまして、長距離運行は想定しておりません。それで、要はEV、電気自動車の欠点は、本当に電池残量がなくなったときに、ガソリンスタンドのようにすぐそういったインフラが整備されているというふうではございませんので、もし電池残量が少なくなっても、近場を走っておりますので、すぐ戻ってくるができるというようなことで、まさにこの介護認定調査の事業は、電気自動車を使うのにうってつけの事業だったということでございます。

それから、4番目でございますけれども、世の流れといいますか、これからの自動車は環境に配慮した自動車ではないと売れないというような状況でございます。ハイブリッド、それから先ほど言いました燃費のよい軽自動車が主流でございまして、その次にEV、それからPHVが続いておるような状況でございます。

次世代自動車、特に電気自動車を使うのに最大のネックは、先ほど言いましたインフラ整備のおくれでございます。充電設備が不足しているということで、外出先で充電量がなくなって

きたときには本当に困ってしまうというような状況でございます。

6月6日の中日新聞の岐阜県版に、次世代自動車の充電器設置を6倍にという記事が載っておりました。内容につきましては、岐阜県は1月現在で県内に次世代自動車が840台でございます。この840台を、2020年までに県内の全自動車の1割に当たる15万6,000台までにふやしていきたいという目標を掲げられました。あわせて、県内にあるEVの充電器の設置場所でございますが、これが現在140基だそうでございます。ガソリンスタンドが県内で870カ所がございます。それを大きく下回っておるといような状況だそうでございます。こちらにつきましても、2020年までに807基までふやして、次世代自動車の普及を目指すといような記事が載っておりました。

岐阜県において、次世代自動車の普及を目指すということでありまして、まさに町がこれから向かうという方向にも合致しておるものだというふうに思っております。

先ほど申しましたように、次世代自動車の普及促進をするのに、行政が率先して公用車を購入するというのは、大変意義が大きいものだというふうに思っております。

それから、もう1点でございますが、違った角度から言わせていただきますと、電気自動車はいざ災害というときの非常用電源で使うことができます。昨年の防災訓練におきましても、上之郷小学校で電気自動車から電源を取りまして、避難所における高齢者の処遇の訓練という意味合いで、体育館で扇風機を回したり、あるいは照明をつけたりという訓練も行いました。防災ツールの一つとしての活用も期待できるというふうに考えております。

以上のような点から、今回、電気自動車ということで選定をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

議長（谷口鈴男君）

お願いしておきますが、答弁についてはもう少し端的に、簡潔に行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第35号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第36号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第37号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第38号 中濃地域農業共済事務組合格約の一部を改正する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第39号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

第2分団の消防自動車だったと思いますけれど、ポンプ車で、この間調子が悪くて、町のほうの消防自動車を練習のときに、ちょっとそのような、操法の練習されてるときに伺ったんですが、その辺のちょっと事実関係を教えていただきたいんですけど。

議長（谷口鈴男君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

大沢議員の質問に答えさせていただきます。

第2分団の消防自動車につきましては、更新17年目ということで、今回、議案で提出しているわけでございますけれども、操法大会に向けて連日連夜練習しておる中で若干のふぐあいが

あったということで、修理には出しましたけれども、大勢には影響なかったという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者あり]

1 番 高山由行君。

1 番（高山由行君）

入札結果、しっかりとした形で落札してもらったと思っておりますが、余りにも設計価格とのかけ離れで、やっぱり議員としましては、整備、その他役場が注文をつけているものはしっかりと整備されているのか心配ですけど、そこら辺の監視というのは怠りないか、ちょっとお聞きしたいです。

議長（谷口鈴男君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、高山議員の質問に答えさせていただきます。

今回、第2分団消防自動車購入に当たり、資料つづりの21ページ掲載の入札執行一覧表、これを見ていただきますと、設計金額1,869万円に対し、予定価格を1,680万円として入札を実施したわけでありまして。落札価格は1,134万円、予定価格に対する落札率は67.5%で、高山議員御指摘のとおり、かなり低い価格での落札となったわけでありまして。

昨年、平成24年に納入されました第1分団消防自動車の入札と比較しますと、今回と同じ業者が落札をしております。そのときの落札率は、ちなみに99.7%であります。

この原因でございますけれども、あくまで推測でございますが、指名業者が第1分団消防車のときと同じ9社であること。次に、前回の入札、第1分団の消防自動車ですが、前回の入札ではかなり拮抗した価格で落札されていること。また今回の入札に当たり、3社から仕様に関する質問があり、その回答を指名業者全てに回答をしていること。こういったことを要因とし、引き続き御嵩町における消防自動車購入の実績を残すため、いわゆる企業努力により今回の入札結果になったと思っております。

最後に、落札業者に対しましては、契約で定めた消防自動車の仕様に沿って納品をしていただくことは企業として当然の責務であり、また発注者である御嵩町も担当者による検査を徹底することで、支障なく今回の消防自動車を納品したいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。以上です。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号 財産の取得について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻を9時45分といたします。

午前9時31分 休憩

午前9時45分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

総務建設産業常任委員会に付託しました議案第42号を議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

ただいま議題としました議案第42号について、総務建設産業常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

それでは、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第42号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを行います。

なお、総務建設産業常任委員会委員長が病気療養中でありますので、総務建設産業常任委員

会副委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会副委員長 加藤保郎君。

総務建設産業常任委員会副委員長（加藤保郎君）

それでは報告させていただきます。

平成25年6月12日、御嵩町議会議長 谷口鈴男様、総務建設産業常任委員会委員長 伊崎公介の名前ですが、先ほどの議長の発言のとおり、報告につきましては体調不良のため副委員長 加藤保郎が行います。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

第2回定例会の6月12日に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成25年6月12日、水曜日。

2. 審査事件名、議案第42号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。

3. 審査の経過、御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、条例内容が町財政への影響・現職員の給与体系に適切かを主眼に審査いたしました。

(1)主な意見。①地方分権が叫ばれている中、今回の国の方針は地方自治体の独自性に対する侵害行為である。②町が自主的に行政改革などに取り組み職員数削減等を行っているので、現時点での給与削減は職員の士気につながらない。③交付税の減額につながれば、基金の取り崩しとなるおそれがあるので、住民の財産の減となる。

(2)主な質疑。①県町村会（市長会も含め）としての状況確認。②交付税算定に影響があれば、住民サービスの低下につながるのか。そのため財政調整基金の取り崩しはあるのか。などの意見でした。

4. 審査の結果、議案第42号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、賛成少数により否決すべきものと決定した。以上です。

議長（谷口鈴男君）

委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議案第42号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

主な意見の3番に、交付税の減額につながれば、基金の取り崩しとなるおそれがあるので住

民の財産の減となるという意見がございますけれども、それに関連してと思いますが、主な質疑の中の2番、交付税算定に影響があれば、住民サービスの低下につながるのか。そのため、財政調整基金の取り崩しはあるのかという質問が出ておりますけれども、これに対しての御答弁の内容をお聞きいたします。

議長（谷口鈴男君）

総務建設産業常任委員会副委員長 加藤保郎君。

総務建設産業常任委員会副委員長（加藤保郎君）

委員会の会議の中で質問がありました、減額分は財政調整基金で対応するのかという問いに対して、町長のほうの答弁につきましては、年度間でのコストをカットしたりして対応したいと。財政調整基金の積み立て分が減額する場合もあり得るといような答弁でしたので、よろしくをお願いします。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

職員組合との合意はできておりますでしょうか。時間がなかったのではなかなか難しかったとは思いますが、理解を得、合意を得たいという意識があれば、何とか時間をつくるなり、いろんな案を何パターンかつくるなり提示をして、職員との合意を目指すという、そういう努力はされたのかという確認をされたかどうかをお伺いします。

議長（谷口鈴男君）

総務建設産業常任委員会副委員長 加藤保郎君。

総務建設産業常任委員会副委員長（加藤保郎君）

組合との話は合意に至っておるかという議員の質問に対して、役員多数と月曜日の午後、時間外に協議、説明をしたと。了承は得ていないと。要するに、合意形成までは至っていないという答弁でした。以上です。

議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

なお、討論につきましては、原案に賛成の方の発言から入ります。

[挙手する者あり]

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

御嵩町のこれからを考えたとき、御嵩町は亜炭坑の問題を抱えております。この件については、国の力なくして解決していけるものではないと考えています。今回、国との連携のためにも、町はできる限りの協力は必要ではないかと考えて、原案に賛成いたします。

議長（谷口鈴男君）

原案に反対の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

私は、原案に反対の立場から討論いたします。

御嵩町の給与でありますけれども、今まで人事院の勧告に基づいて改正を繰り返してきたわけなんですけれども、今回、理由はどうであれ、国の要請という形で来ておるわけで、実はこの委員長報告の中の主な意見の2番目でありますけれども、行政改革に取り組んできたということで、平成17年3月であったと思いますけれども、国のほうから集中改革プランを作成せよということで、5年間の集中改革プランをつくりまして、当時190人であった職員を160人というような形でやってきておりますし、民営化、指定管理者制度、いろいろありまして、かなり職員にも僕は負担がかかってきているということを思います。

まさに、2番目の最後にあります、給与削減は職員の士気につながる。こういうことから、委員会の審査結果を尊重したい、こんなふうに思います。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。したがって、議案第42号は否決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（谷口鈴男君）

ここで、定例会最後に町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

6月定例会、上程させていただきました議案全てを議了していただきました。まことにありがとうございます。

最後の議案が否決ということでありまして、昨夜から、私自身、どのような反応を示すのがいいのかと、大変難しい思いでおりました。

もともと私は民間人でありますので、基本は、採用している職員、従業員の給与を下げるというのは、まずは恥であると考えてはおりました。ただ、東日本大震災の財源、その他に地方へ回るお金が集中的に行くという説明の中には、ある種の説得力がございました。したがって、上程をさせていただいた次第であります。結果は、議会の皆様方に判断をいただきました。

私ども行政は、議会にお認めいただいた財源で最も効果の上がる仕事をするのが責任であります。今後、町民へのサービスを低下させない、また財源を少なくしないということを前提に、今皆さんに向き合っている部長、課長、また特別職、この職にある者がなお一層厳しくコストをカットしていく。また、具体的には、時間外等々も1日の就業時間の中で密の濃い仕事をさせることによって削減をしまいたいと考えております。

この結果がどのような波紋を呼ぶのか、現段階ではわかりませんが、少なくとも御嵩町

民に対して失礼にならないように、迷惑をかけないようにしていくのが、我々行政を預かっている者の仕事と覚悟であります。

議員の皆さんにも、今後、さらに御理解いただいて、いろんな点御指摘をいただきまして、行政改革をなお一層進めてまいりたいと、そんな覚悟をしているところであります。よろしくお願いたします。

私は、御嵩町長として御嵩町での仕事に専念してまいりたいという考え方をずっとしてまいりました。もともと役にこだわるタイプではありませんので、県等々の仕事、役については、なるべく人選の際には顔が見えないように隠れているようにしてまいりましたけれど、順番ということであって、県の町村会の副会長に任命されました。充て職で4つほどほかの役もしております。1郡1町である御嵩町にとって、こうした状況というのは避けられない状況でもあります。今後、スケジュール等々の関係で議会の皆様方にも御理解をいただかなければいけないことが多く出てくるかと思いますが、その節にはよろしくお願いたします。

暗い話ばかりであります。この可茂の市町村、2市8町村であります。美濃加茂市で28歳の市長が誕生しました。先日、上京したその日に挨拶に来ていただく予定でありましたが、こちらからキャンセルをしてしまいましたので、再来週に面会が延びました。私のほうから足を運ぶと申し上げたんですが、筋が違うということで、挨拶に伺うというお話でありましたので、28歳の全国最年少の市長と、しっかりと今後のこの地域についての話し合いをしたいと考えております。

大変複雑な思いで選挙開票結果を待つ、またおめでとうと伝える際に、この近隣の市町村長さん全て言っておられました。それぞれが自分が若いというつもりで仕事はしておりますけれど、大変喜びは喜びとして大きかったわけでありまして、複雑な思いでお祝いを申し上げたというのが現実であります。

親子ですので、私の息子と大学の同級生というようなことらしいので、どんな話になるのかははっきり申し上げてわかりませんが、かなりしっかりした方です。この地域の将来のよりよいリーダーになってくれるものと信じております。

今、プロ野球ではボールが変わったということを報告せずに、シーズンもここまで来てしまったということになり、御嵩町は情報公開条例を持っておりますけれど、その条例の中の一番肝の部分は、原則公開であります。これからも御嵩町はその精神を守りながら、御嵩町のいわゆる町政というものを進めてまいりたいと思っておりますので、皆さんにも御協力をお願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。御苦労さまでございました。

閉会の宣告

議長（谷口鈴男君）

これもちまして、平成25年御嵩町議会第2回定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時03分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員